

たった一日の違いで日本通運の脱法行為を容認、許せない高裁判決



「一生懸命働いてきた岩本さん」

岩本さんは日通川崎で1年の雇用契約を繰り返す有期雇用で働いてきました。「雇用契約が5年を超えた場合は、定年まで働ける『無期雇用』にしよう」と法的に定めています。（労働契約法18条、無期雇用転換権）ところが日通は、その前日岩本さんを雇止めをしてきました。

法律違反を承知で堂々と証言

裁判で秋田証人（現副社長・雇止め当時労働部長）は、労働契約法での国会審議で当時の安倍総理大臣、小宮山厚生労働大臣らは、主旨、「法を逆手にとって雇止めをするなどはもってのほか」と述べているのに、「岩本さんに用いた雇止め制度の狙いは、無期雇用阻止にあった」と明け透けに述べています。

こうした日通の姿勢は、労働者の生活と職の安定を求める法の意図、国会・国民の意思を踏みにじるものです。

しかし、東京高裁民事11部（大竹昭彦裁判長）は地裁に続いて、雇用契約書へ岩本さんは、契約書に署名をしたとすることのみを認定し、事実を背を向け、雇止めを是としました。

雇用期間を定めた契約書に「署名しなければその時点で雇止め、署名すればおっつけ雇止め」では労働者に選択の余地はありません。こんな契約を盾に首切りが横行したら無期雇用転換権など絵にかいた餅です。

最高裁で闘います。

岩本さんは、「一度でも非正規労働に携われれば、二度と這い出せない蟻地獄の制度にお墨付きを与え、社会を分断する許せない判決。最高裁に上告して最後まで闘う」との決意し、上告手続きをしました。



労働契約法の国会審議では、

【衆議院厚生労働委員会15号】

平成24年07月25日小宮山洋子国務大臣：厚生労働大臣（当時）は、

「施行後五年の時点での雇いどめ、これができるべく起きないようにしながら無期の労働契約に転換させてゆくことが、施行に当たっての一番大きな課題だというふうに思っています。」

金子政府参考人厚生労働省労働基準局長は、

こうした問題（有期雇用の弊害）対処するために「有期労働契約が長期反復更新された場合に、その濫用的な利用を抑制して雇用の安定を図るという趣旨で設けたものでございます。」

「やはり、今回の無期転換ルールの趣旨からしましても、五年のところで雇い止めが起きてしまうと、この狙いとは全く違うことになってしまいますので、先ほども答弁させていただきましたように、何とか円滑に無期労働契約に転換させていく、これが一番の課題だというふうに思っています。」

無期転換逃れ阻止支援共闘会議（略称）
川崎市川崎区砂子 2-8-1 シャンポール川崎砂子
401
電話：044-211-5164
FAX：044-201-9989
メール：k-chiikiu@outlook.jp 2022.11.14

